

思つております。またそれ以外の国鉄その他政府関係機関あるいは大口の需要者に対しましても、石炭の浮動するといふことが今の御指摘の通り非常に他産業にも迷惑をかけ、石炭鉱業自体の発展を妨げるということになつております点を申上げまして、できただきたいということを絶えずお願ひしているわけでございまして、この努力は今後とも続けていきたい、こう思つております。

○多賀谷委員 通産省の方で五千六百万トンという目標を定められたのはいつごろですか。

○總詰説明員 今年度の生産目標は、七月三十日に石炭鉱業審議会を開きまして、そこでいろいろ御審議いたたきました結果、五千三百五十万トンといふことに正式に決定したわけでござります。五千六百万トンと申しますのは、年度の始まる前に、当時の経済情勢から見て大体五千六百万トン程度要るのではないか、ということを非公式な見解として申し上げたわけでございまして、三十三年度の合理化法に基く計画の目標数字は五千三百五十万トン、これは七月三十日の決定でござります。

○多賀谷委員 その後今年度は幾らに変更されましたか。

○總詰説明員 まだ正式に変更はいたしておりません。と申しますのは、七月三十日には四月、五月の実績が大体の生産水準が四・二%程度ふえるといったようなことを計算いたしました。

て、五千三百五十万トンといら数字で
承知のようになります。ところが、御
たよりも雨が非常に多い降ったと
いったようなこと、それから鉱工業の
生産水準がほとんど昨年度横ばいを続
けたといったようなことから、上期自
体におきましても相当大幅な消費の減
少がございまして、一千二百万トン程
度の上期消費だったと思いますが、二
千八百万トン程度の消費にとどまつたわ
けでございます。それで下期の今後の
見通しにつきましては、目下いろいろ
な方面からのデータを集めて検討いた
しておりますのでございますが、一応鉱工
業の生産水準が上期に比べて六・五%
程度伸びるということを前提にし、平
水ベースというようなことを仮定いた
しますが、大体消費者は一千八百万ト
ン程度になる、そういうふうに考えて
おります。

ながりから見て安全ではないかといふように見ておりまして、一応ことしの上期の生産実績、それに上期のストライキの補正を加えますと、ほとんど二千五百万トンになるわけでござりますが、大体上期の生産程度を下期も続けていただくということをするのが給付思つておりますので、正式に石炭鑑定業審議会を開いてことしの目標を変更し、あるいは業界の方にはつきりと正式の指導をするというところまでの自信を持たせておりませんが、そのあたり計数を目下整理いたしておりますと、現在のところは、一応最近の見通しでは三百万トン程度貯炭を減らすことになると、二千五百万トン程度の生産にとどめた方が安全ではなかろうかといったようなことを、非公式に行政指導といったような格好で大手中小に申し上げておる段階でござります。

それも二千五百万トンといふことになりますから、押さると、いふことになれば、ベースでいくと五百万吨ほど出炭制限をしなければならぬ、こういう実情になりますね。

○總詰説明員 下期の出炭の能力が、今おっしゃいました通り三千万トンあるという前提に立てば、二千五百万トンといふのは二割のカットということになるわけでござりますが、しかしされは下期の生産能力、適正な現在の出炭能力を幾ら程度に見るべきかといふところに問題があるわけでございます。大体私どもの技術屋がずっと検討したところでは、二千八百万トンというのが一番無理のない、いわゆる適正生産能力といふものではなかろうかと思つております。われわれ二千五百万トン程度に生産を抑えました場合にも、これは大体一割程度の生産制限にはなるうかと思っております。なお新聞紙上等で大手が一五%だなんだとかいうお話がございますが、それは、それぞれの会社が一番最初、年度当初に考えておりましたペー・ペー・プラン申しますか、こういうもので、必ずしもわれわれの方はそれが能力だというふうには考えておらないわけござります。

○多賀谷委員 では端的に言いますと、上期のベースの一割くらいの制限が必要である、こういふように考へられてゐるわけですね。

○總詰説明員 上期は実際二千三百八十万しか出ておらないわけございまして。ストライキの補正その他を加えて一千五百万吨といふのですから、そのままでとやつていけば、需要の方

従つて九月末の貯炭は、三月末の貯炭に比べて倍くらいになるのが普通でありますので、上期に掘つた炭が下期に消費される。私が申し上げましたのは、普通の年で下期の方が五百万トンくらい上期に比べて消費がふるということを申し上げたのであります。

○多賀谷委員 需要ですか。私は実は關係もあるし、日数の関係もあるし、いろいろあって、大体下期の方は出炭がふえるのです。消費に關係してふえるといふ点もなきにしもあらずですかけれども、大体ベースからいえばふえるだけですが、それを聞いておつたわけです。

○櫻詰説明員 大体歴年の実績では、上期が四八に対しまして下期が五一と、いう生産実績でございます。そこで四%程度違つておりますので、年間でいたしまして大体五千五百万トン・ペースで二百万トン上期と下期で違うことがあります。

○多賀谷委員 局長の方から、まず震される炭鉱ということが必要であるといふようなこと、いわば、まあ信用ある炭鉱といふようなことをおつしやましだけれども、私はまず政府がもと少しかりした見通しを立てなければなりません。先ほどソフレミンの報告書を読みましたが、継続的安定は困難ではないかと思うのです。役所は局長がかわるから非常に都合がいいようになつておきますが、ちょうど解散前の四月三日に、五千六百万トンといふのは見通し

困難ではないかということを盛んに質問しているわけです。重油をこれだけ入れておるけれども、これは石炭を圧迫する危険があるということを、夜の八時ごろまで質問をしておる。ところが当時の局長は、五千六百万トンといふ数字は決して過大な数字ではありません、ということを再三にわたって答弁をしておる。もうすでにそのころは五千六百万トンは困難だといわれておつたのです。しかし政府はやっぱり旗を変えないのです。景気に対する彈力性がないならばないだけに、もつと銳敏に反映をしなければならぬ。むしろ逆です。景気に弾力性がないから、むしろ受け取る側としては、銳敏に反映して対策を事前に打っておかなければならぬ。それがすでに五千六百万トンが危ない、日本の生産の伸びが大体停滞気味でだんだん下るだろう、こうは單に当時の局長だけではないです。これは二十九年のときも同じですよ。

二十九年の当時は、四千八百万トンで

したが、四千八百万トンは絶対に死守するのだということを要知趣大臣はおつしやった。ところが四千八百万ト

ンが四千六百万トンになり、四千三百

万トンになり、四千八百万トンになつた。役所は幸いにしてかわりますから、これはいいですけれども、私はこ

ういうようなことを繰り返しておられたのでは、日本の石炭政策といふもの

は樹立できぬと思ふのです。このとく私は、局長の五千六百万トンが五千四百万トンになり、五千三百万トンになりますと、全体の石油の需要量といふものは倍近くになる、一応こういう長期へ、こう結んでおるのです。残念ながらもう私が懸念した通りになつておる。すでにそのときはかなり赤信号の時代ですから、やはりこういうことは率直にお話になつた方がいいと思う。

一回掲げておるなら絶対にそれをくずさない。しかし景気は動いておるのだから、事情はどんどん変つておる。こ

ういうよくな情勢ですから、私は、政

府は率直に見通しがわからぬなら見通しがわからぬ、こういう答弁をなさつてしかるべきだと考ふる。まあこのこ

とにかく重油は製品は若干輸入が下つた

のですけれども、原油は三十二年度の上期にも下期にもなかつたくらい大幅

に三十三年度の上期に入れておる。こ

れはどういうわけなのか、非常に過大

に質問いたしましたところが、いや、

これは正常な形だ、すなわち石油化学

の発展とか、あるいは航空機用がソリ

の消費が増加しておるから、ある程

度の在庫の補てんをしなければならぬ

のです。ただ原油の輸入につきましては、

ただいま先生のおつしやいましたよう

に、在庫の補てん上、原油の輸入が必要なんだということを言つておるの

ですね。これは一体どういう事情で

あつたのですか。どの局長でもいいで

すから、お答え願いたい。

○福井政府委員 御承知のように、重

油は非常に重要なエネルギーの源に

なつておるものでございますが、全体

の経済活動の伸びに伴いまして、重油

の需要量が逐次増加している。こうい

う傾向になつておりますと、三十六、

七年度になりますと、三十年度に比べ

ますと、全体の石油の需要量といふも

のは倍近くになる、一応こういう長期

計画の見通しができております。

○多賀谷委員 そういたしますと、三

十三年度の上期の外貨の割当、原油の

輸入といふのは適正であった、こう考

えていいわけですか。

○福井政府委員 私どもは、大体適正

であった、こういふうに考えており

ます。

○多賀谷委員 適正であったのではな

くて、やむを得なかつたのでしよう、

率直にお話しになると、船の契約上、

とにかく違約金を払うわけにいかない

から、やむを得ない処置でしよう。そ

れは適正であつたなんて言わると、

一体どうしたのだ、こう言いたくな

る。やむを得なかつたのでしょうか。

○福井政府委員 油の需給計画といた

しましては、適正な需給計画を関係省

の間で検討いたしまして、それに基い

て需給計画を作つておるわけであります。

す。ただ原油の輸入につきましては、

ただいま先生のおつしやいましたよう

な点が、スエズの動乱以後の長期用船

契約の結果といつてしましてございま

す。この点はスリップページでございま

すとか、あるいはストックの量でござ

りますとか、そういう点で、外貨をあ

る程度よけいにアロケーションいたし

まして原油の輸入をせざるを得ないよ

うな会社が中には二、三あつた、こう

いう実情でございます。

○多賀谷委員 すでに昭和三十三年度

上期は鉄工業生産は伸びていないです

しょう。三十三年度当初、下期はかな

り伸びるようになつた

計画書でも上期は伸びるようになつて

ない。下期はぐつと伸びるようになつ

て、トータルとして実質四%くらい伸

びるようになつておつたと記憶してお

りますけれども、上期は伸びるようにな

つてない。それに外貨の割当はそ

のまま大きくなつておる。こういうと

ころにやはり問題があつたのではない

だらうか、こういうように考えるわけ

です。それを適正だなんておつしやい

ますと、一体——われわれとしては石

炭合理化法案というのを作りました。

また重油ボイラの規制法案といふの

を作つておる。国会としてはかなり手

を打つてあるわけです。そうして政府

は、とにかく石炭安定のためにこうい

う法案があるから一つ審議をしてもら

いたい、こういうことで——私は反対

をしました。その合理化法案について

は、私は今も異論を持つてゐる。私た

ちが心配したと同じ結果になつてい

る。そこで私は反対しましてけれども、

も、大勢はこれは必要であるというの

で通過をしました。でありますから、

不況対策にはこういうものが必要なん

だということで法案の提案をされた。

われわれは審議して、それは通過し

た。しかるに、その不況対策の法案が

二つも出でておるのに、またこういう事

態を繰り返して、一体これはどこに欠

乏があるのか、これは大臣から御答弁

願いたい。

○高崎国務大臣 これは、いかなる数

量が適正であるかということは、その

ときの経済状態によつてきまるわけな

いあります。まして、しいていえば、政府

の石炭政策にいたしましても、油の政

策にいたしましても、その当時適正と

して認められたものが、そのときに

すわけにも減らすわけにもいかない、

なつてこれが景気、不景気のために過

剰を生じた。特に今日の場合、石炭に

いたしましても、石油にいたしまして

も、計画を立てましたときは適正と考

えておりましょうが、今の状態から考

えますと、鉱工業生産は予定よりも伸び

ない。あるいは石炭にいたしまして

ばかり問題があつたのではないか

とが出て参つたわけであります。

そこそこが生じたと存するわけであ

ります。いずれにいたしましても、政

府といたしましては今後いかなる数字

が適正であるかということは、そのつ

どつどよく検討いたしまして考慮し

ります。いざれにいたしまして、政

府としては、石炭合理化法案を通過さ

し、それから重油ボイラ規制法案を

立てさせておる。石炭の安定のために

その数量につきましてはよく目標を定

めたい、とう存じておられます。

○多賀谷委員 私はあまり数字にはこ

だわつてしないのですけれども、国

会としては、石炭合理化法案を通過さ

し、それから重油ボイラ規制法案を

通過させおる。石炭の安定のために

二つの法案まで出しておる。しかる

に、またこういう事態が起つておる。

一体国会にどういうことを審議せよと

あなた方は考えておるのか、そうして

まだどこに欠陥があつたのか、これを

どういうようにお考えであるのか、お

尋ねしたい。

○高崎国務大臣 お説のことと、大体

日本の石炭の生産について長期間にわ

たって生産計画を立てる、これを実行

しやすいように合理化法案を作つてい

ただきましたわけでございますが、そ

の長期に向つて立てる数字につきま

たっては、できるだけ狂いの少ないよ

にしておかなければならぬ。石炭の

事業はほかの産業と違つて、急にふや

すわけにも減らすわけにもいかない、

こういう建前から、この数字を固守するようにやっていきたい、こういうのが最初の考え方であります。

たという場合は、輸入する油を規制することによって、ときには輸入する油の量を切る。世の中が不景気のときには、エネルギー資源が要らなくなつたときには、石炭においては切つたりすることはできないから、輸入する油をもつとふやすことができる。やさしいわけであります。また非常にエネルギー資源が必要なときには、油の輸入をもつとふやすことができる。するためには、重油規制法案等も取り上げられたわけであります。この二つの法案をもつて、そうしてやつていけば、私は今後日本のエネルギー資源の調整は完全にいくと存じますが、たゞ問題は、どこにその基準を置くのかがいかといふ見通しをつけることが必要であります。本年のこときも上半期において油は余つておる。石炭も余つておるというときでありましたが、ここで石炭は貯炭がふえるということになれば、下半期の重油の輸入をもつと制限するということを十分にやりかねない、こういふ考え方で進んだのでございまして、石炭と競合する油は重油であります。従つて石炭と競合する重油を切らなければならぬ。原油を多數切れば、また一方において軽油が不足する。こうしならなければなりません。従つて石炭と競合する重油を切らなければならぬ。原油を多數切れば、また一方において軽油が不足する。こうしならなければなりません。私どもは最もこの七月ころ考えておりまして、石炭

審議会において私が申しましたような輸入を切ることができなかつたことは、非常に遺憾に存するわけなんだとさいます。でも、ともかくも五十万キロリットルという数量を切つたわけであります。従いまして、今後来年度におきましては、いろいろいろいろふるな点も考慮いたしまして、今私が申しました方針をもつて今後エネルギー対策に対していけば、石炭の方は比較的安定し得るだろう、こう私は存するわけであります。

○多賀谷委員 では、その法案の実施、運用について聞いてみたいと思います。重油ボイラーの制限法ができるて、一体どのくらいそれによつて認可をし、その認可をしたボイラーの重油の消費量はどのくらいになつて いるか、これをお聞かせ願いたい。

○福井政府委員 御承知のように重油を使う設備を設置してはいかぬといふような法律の規定になつておりますので、許可をいたします場合は法律で限定されでおるようなわけございまして、運用の幅が非常に狭い法律になつております。これを通産局で実施いたしておりますが、だいぶ御質問の点につきましては、三十年の十月十日から重油ボイラの規制法が施行されておりまます。施行以来全体で九百四十二カัน、三十三年度分は入つておりますが、ボイラーの数でございますが、

はつきりした数字はなかなかとり得ないわけでありますけれども、ただいまの九百四十二カンのそのカン数の能力で参りますと、大体百二十九万キロくらい、百二、三十万キロリットルくらいの能力増にならうかと思います。従いまして、これは能力の数字をそのままとったわけでございますから、果してこれでどの程度重油が消費されるかといふ実数は、この数字では出でないわけであります。

○多賀谷委員 私が調査したところによりますと、一番伸びているのは電力の重油消費です。これはものすごい上昇率を示しておる。昭和三十年度は一十九万七千キロ、三十一年度は六十六万三千、三十二年は百三十五万六千キロリットル、こらいうように、最初から見ると三十、三十一、三十二と倍々といつておるわけです。ですから、三十年度と三十二年度を見ると四倍の重油消費が行なわれておる。しかも電力は公益事業ですから、政府のかなりの監督下にある、規制下にある。一般的の製造業なんかを見ますと、あまり伸びていないのです。重油の消費は伸びていない。一般的の製造業あたりも私重油が使いたいだらうと思います。しかし、そういうものにはほとんど許可してはいらないのです。許可しても非常に少い。ところが電力だけはどんどん許可しておる。こういうところにやはり私は問題があるのではないかなと思うのです。安い電力を供給するといふことも必要でしょらが、やはり国の基幹産業として、相互援助の形で石炭と電力はいかなければいけないと思うのです。一体公益事業局はなぜこ

にまた重油の消費を認めているか、これをお聞かせ願いたい。

新銳火力に石炭の消費量を依頼しているわけですね。むしろ今までの自流式よりも大容量貯水式ダムになって、従来のほとんど豊湯水の危険を石炭に転嫁しているといふ状態がだんだんなくなっている。トータルにおいてはなくならぬかもしれないけれども、比率においてはだんだんなくなる。こういうことを期待している。そこで新銳火力がどんどん増設されることは、石炭の安定のためにもいいのだ。こう考へておつては、私はこれは逆じゃないか、むしろ混乱に導くものではないか、こういうように考へるのですが、どうですか。

○小笠説明員 重油の消費がふえていることは事実であります。同時に新銳火力がふえて参つてゐるために、石炭の消費量の実績は毎年相当躍進増大して参つております。ことしの数字にしておきます。昨年に比べて相当ふえて参つてゐる。これは数字を申し上げてもよろしくない。さりますが……。(多賀谷委員「言つて下さり」と呼ぶ)二十九年で電力事業が消費しておられます石炭の消費量は六百三十万、三十年七百二十万、三十一年が八百六十万トン、三十二年が九百七十万トン、それから三十三年はこれから問題でございますが、約千百万トンくらいです。

○多賀谷委員 重油の消費とともに問題になるのは、私は公益事業局で作られる年度における電力用炭の消費量の問題が非常に問題になると思う。これにはなるほど渇水はありますけれども、電力は大体計画通り石炭をほとんど使つてない、ここに問題があるの

ではないか。一番よく見込みが狂うのです
は電力ですよ。電力用炭が狂う。です
から、あなたの方は、電力用炭の算定
をされる場合に、どういう出水率を見
ておられるのか、今まで今お話しにな
りました二十九年度から三十二年度ま
で、一体当初の計画と実績がどう違つ
ておるか、この二点についてお伺いし
たい。

○小室説明員 昭和十七年以来、出水率を正確に計量しておるわけでありま

おる方があもう少し大きな数字になつて、おるといらうような感じでござります。この電力の需用の見通しについても、なかなか先のこととははつきり見通しにくいといらうような事情がありまして、火力発電は当初予想したように動いておりません。特にその際当然のことありますけれども、老朽の火力をうものはまとめておいて、新鋭の火力を動かしますので、燃料の消費率といふものも能率的になつて参ります。たとえば一キロワット・アワー当たり〇・六五キロの石炭を予想しておつたものが〇・六というようになる。そういうような面で、これは合理化で、一面からいえば喜ぶべきことですが、結果からいえば石炭の消費が下る、こういうような面もございます。それそれで、いう点が見通しの狂いの原因になつております。過去の数字の計画と実績との差は、相当狂いがあることは事実であります。それも当初予想していたより若干下回っているということは事実であります。これはただいま数字をちょっと手元に持つておりませんので、もし必要なならばあとでお手元に差し上げます。

て、積極的に石炭の開発をやり、重油をもつと積極的に押えていくといふ方針をとることが私は望ましいと思う。少くともこうしたことをとることについて、いろいろ困難な問題があるでしょうけれども、考え方の基本は私は全く違ひません。そこに置かなくてはならないのじやないかと思いますが、大臣のことについての御所見を承わりたいと思ひます。

もきわめておかしい。ですから、あくまで平水をとらないで、大体二%なら二%増し、一〇四%と確率を見ておかなければならない。この前石炭合理化法案で出された政府の資料では一〇四%と出ていたわけだ。一〇四%と確率を見ておかなければ、危なくてどうにもならない。後になつて要らぬと言われても困るといわれるくらい確實に見ておかなければならぬ。本年はだれが考えても平水のせいだという印象が強いのです。最近の豪雨があつたのは特別として、大体印半的にいふと湯水だ。ところが本年も湯水だというから、どうも平水のとり土は業局の方は、なるべく石炭をよけい使ふことにして料金をきめれば、あと計算に赤字が出ないからいいでしようけれども、一方の方は非常に困るわけです。ですから、この点については、確かに長期契約ということだけではなくて、何か制度的に問題があるのではないか、解決すべき方法があるのではないかと思うわけです。そこで重油ボンバーの規制法案と合理化法案のほうに、もし法案が要るとするならば、やはり取引上における安定帶といふのが必要ではないかと思う。これが欠けておらず、今日のような事態を招いておるのではないか。また今後この不況を克服するためにも、そういうことが必要ではないかと思うわけです。これに対して大臣はどういうふうにお考えですか。

長期の取引ができるるようすに、またなしように持つていかなけれぬ、それには、数量と同時に価格とうちものを繰り込んでいかなければならぬ、こういうよくなことにつきましては全く同感でございまして、それに現在の二法案だけでは足らぬ、ういう御意見であります。そういう御意見であります。新らしい法規も必点につきましても十分検討を加えたと存しております。新しい法規も必があればこれを検討したいと思ひます。

○多賀谷委員 私は、単に電力と石の私的契約ではこれはやはりいけないかのじやないかと思うのです。両方ともこれは資本主義における私的利潤追求の会社ですから、私は、制度的に考なればやはり解決できない、そらなければ、石炭の増産態勢といふものが非常に困難になると考へるわけです。電気の方におきましても、やはり料金の安定ということがきわめて必要であります。常に石炭の値段が上り下り下つたりしておつたのでは、料金著しく狂いが生ずる。ですから、料金の安定からいきまして、価格の面もやはり十分検討をして、一つの安帶というのが必要ではないかと思うだけです。これは単に私的な契約ではなくまくいかないのじやないか、かうに考へるわけでですから、一つ大臣おかれても十分研究していただきたいと思います。

それから、さつき私は二つのうち一つに平水の話をしましたけれども消費効率の問題も、これは大体機械装置を入れるときにつかっているのですから、もうすでにその点を年度の初めからおかれても十分研究していただきたいと思ふ

工业生産が伸びておるのに、石炭だけが非常に悪いのです。これは一般鉱工業生産が伸びておるのに、石炭だけが悪いのは一体どこに原因があるだらうかといふので、いろいろ研究してみましたが、一つは消費効率にあつた。各合理化が進んで、鉄鋼でも電力でも消費効率が非常によくなつた。だから、あまり使わなくなつた。こういう点も数字から見ると確かにできない大きな問題です。事前にわかつておるのですから、これも織り込んで事業局としては年度の電力用炭を計画してもらいたいと思うのです。機械を入れるときには、この機械が幾らくらいということはわかつてゐるのですから。そのときは黙つていて、さうして今まで通りの消費効率でやつて、あとになつたら、実は消費効率がよくなつて石炭は要りませんでした。こういうことでは、私は日本の電力界にとつても石炭界にとつても不幸な事態になると思いますので、もうあらかじめわかつておる消費効率の合理化については、十分年度計画に入れていただきたい。こういうことを要望しておきます。

上期ですから、もう炭主油徒で安心しておつたところが、もう原油の輸入は、三十二年度の上期、下期に比して、経済が不況になつてゐるにもかかわらず、多く入れておるのでから、羊頭狗肉といふことがありますけれども、私はやはり羊頭狗肉の類出ないのではないか、こういふことを考ぎるを得ません。一つ大臣におかれでは、一そく積極的に炭主油徒の線を確保していただきたい、かように考へるわけです。そういうたしませんと、出炭制限を業者に要請いたしましても非常に困難です。要請いたしましても簡単にできません。少くとも労働組合のできた時代に、首切りなんといふものは簡単にできません。それから合理化法案ができます。これはちょうど大臣が九州を視察されたことは事実ですけれども、それはどこに被害がきておるかなどと、そこに住んでおる従業員にきておるのであります。これはちょうど大臣が九州を視察されたころ、「世界」の八月号のグラビアに「生きる焼坑の人々」というのが撮影されております。これは田川の添田炭鉱の写真を載せておりますけれども、安定的な就業をしている人はほとんどないのです。全部集団的に極厚層になつていて、むしろ合理化法案が首切りは出るかもしれない、しかしその首切られた人も、隣の人が就業しているから、自分も何とか職業を探さな

力をして職を探すでしよう。ところが、隣を見ても、またその隣を見て、全部同じ状態でしよう。全部が一度に失業するのです。そのうちに何とかなる、離職金も若干もらえる、こう思つておりますと、気がついたときは全部引つ越しもできない状態です。そろしてそこも集団世帯でいえば、七百世帯から千の世帯、従業員でいえば、家族を合せますと、三千から四千の人口が全部失業しているという状態なんですね。労働者の方も、最初は石炭合理化法案に基く失業者は国が何とか見ると言つておりましたか、法律ができる一年も二年もしますと、今まで石炭の合理化法にかけられて首切られた人々には、マル石といって特別の失業対策をやつしてくれておりましたが、それもなくなる。そこで一世帯一人しか失業対事業に行けない。親子三人で炭鉱で働いておりましたものが、今度は一人しか行けない、こういう状態なんですね。今日の日雇い労働者の登録は一世帯一人しか許さない。こういう状態で、政府が法律を作るときと實際のその後の実施といふものに画然たる差があるわけですね。私は、いかに政府がかわりましても、こういう点は責任を持つてやつてもらいたいと思う。

いうことです。それとも、これはどういいう法理から出しているのですか。譲渡したあとでも鉱業権者に責任があるというはどういう考え方に基いているのですか、これは局長から御答弁願いたいと思います。

○小岩井政府委員 ボタ山等を鉱業権の譲渡に従いまして承認する、こういいう考え方の端的な根拠は、地すべり防止法の関係がございまして、現在のボタ山の所属が非常に不分明なところが多いものとの二つにはつきり分けたのであります。保安法の適用を受けるものは鉱業権者の所有に属するものという考え方であり、一方適用を受けないものは鉱業権者以外のものの所有のもの、あるいは所有者の全くわからない所有者不明のもの、このいわゆる保安法の適用を受けないものが地すべり防止法の適用を受け得る、こういいうような考え方から出ております。従つて、現在保安法の適用を受けております堆積場等、これらのが実際はなかなかかむかかしくあります、鉱業権者がいかにも所有しておるような状態でありますとしても、場合によりましては、自分の中のものではないというような場合もあり、あるいは放棄しておるかのよき状態で、非常に不分明でありますので、そういういたわけのわからないボタ山が今後数多く出ることを非常に懸念いたしまして、現在一応はつきりさせてありますボタ山については、鉱業権の譲渡し

○多賀谷委員 どうも局長の答弁は、法案の趣旨を十分お述べになつていいないうです。これは、鉱業権者はほんの人にボタ山の所有権を移しても、元の鉱業権者が保安の責任に任じなければならぬという意味でしょ。

○小岩井政府委員 そうです。

○多賀谷委員 違うじゃないですか。さっきの話と、なぜそうなったのかといふのです。

○小岩井政府委員 これは、私の説明がちょっとわかりにくかったかもわからいませんが、一般的の鉱害賠償のときにも、鉱業権がなくなりました後も、鉱業権者が責任を持たなければならぬ場合もござります。そういう考え方と同じように、譲渡をしましても——譲渡した場合にはもちろん継承していくのでありますけれども、それを……。

○多賀谷委員 違う、それは鉱業権ですよ。ボタ山だけがほかの人へ移るんだよ。

○小岩井政府委員 はかに移りましても、譲渡をしましても、前の鉱業権者が責任を持つ。鉱害の概念と全く同じでございます。

○多賀谷委員 私は集積場の管理といいますか、それがどこに所属するかというものがこの法案になると思うのですが、集積場等を人に譲渡しておる——放棄したならば別ですが、譲渡して他人

が所有権を持つておるのに、旧鉱業権者に責任を負わすというのはどういう考へ方だらうか、こういふのです。

○小岩井政府委員 これは逆に考へますと、譲渡をしましても、鉱業権者が責任を持たなければならぬということだけで、これを裏に見ますと、できるだけ所在を明確にする法律ですからね。そこまで、これが裏から譲渡しないようにさせる、これが裏から見た考へ方なのでござります。

○多賀谷委員 これは、一つの責任の程度の答弁では私満足できないのです。すでにボタ山の所有者が嚴然としておるのであります。その所有者が管理の責任に任しないで、旧鉱業権者に責任を負わすというのはどうも納得できんのです。二項はいいのです。二項は、鉱業権の移転の場合はそうでしょら。しかし所有者が嚴然としておる場合に、その管理の責任を旧鉱業権者に負わすといふことがどうも納得できないのですがね。

○小岩井政府委員 私どもの考へ方しましては、ボタ山に当然鉱業権者が作つたものでありますから、鉱業権者が終始責任を持つことが原則でありますけれども、このボタ山の考へ方が非常に複雑微妙でありますて、一四年の七月十二日に東京の高裁で判決がありました内容は、非常に端的に考えておりまして、まだ土地と一体的なさない間は、ボタ山といふものは、下より採掘搬出せられて動産となつたボタが、動産として鉱業権者所有のままの状態で大量に集積されたものにならない、こういうような非常に端的に表現をしておりまして、これは、譲りも放棄もできるのだという建前をとておる関係で、どうしても譲渡を

鉱害の方は、御承知の
方が鉱害賠償の責任者で
ある。それで、損害賠償
の問題として、その所有権者の
責任なりということは、
問題として残るわけですか。
そこで、小タ山を他人に譲つて、
責任者をして、その所有権者の
責任が起つたという見地から、
者の中でも、この通りでござい
ますか。

○多賀谷委員 大体その考え方でよろしく
のは、どこから出でるのでしょうか。
か。今鉱山保安法の鉱害も同じですか。
か。
○通説説明員 これは、被害者に対する
る関係において、加害者である鉱業権
者といふものが最終的に一応責任を負
うという格好ははつきりするわけであ
りますが、ところが先ほど申しました
ように、それが譲渡されておるといつ
たような場合には、譲渡を受けた人間
と鉱業権者との間に、当然損害賠償
なりいろいろなことで、内部的に解決
させるとことになります。

○多賀谷委員 そうすると、結局所有
権者の過失による損害賠償請求とい
ますか、それは、一般的の民法でやらなければならぬし、故意過失の立証責任
は、被害者にある。だから結局被害者の
救済にならない。そこで無過失賠償責任
を課しておる鉱業法による鉱害をさ
払う場合においては、鉱業権者によ
つた方が被害者救済のためになるとい
うのがこの法律だと思う。鉱山保安法
その通りでしよう。

○小岩井政府委員 その通りであります
す。

○多賀谷委員 笑つておられますか、
これは実は事件がきわめて多いのです
です。そうしてこれはなかなか困難な事
件の家のこところに、だんだん地下に火
入つて、ふき出しだ。こういう問題は
起つてきました。しかも、それは最近石炭
合理化法によって買い上げられた家
です。その家屋を当時の従業員が譲
りました。

は、事業法上の責任を負ふべきである。このことは、いわゆる内部的責任であるが、これが明確に定められてゐる。したがつて、鉱業権者は、鉱業権者としての責任を負ふべきである。これが明確に定められてゐる。したがつて、鉱業権者は、鉱業権者としての責任を負ふべきである。

うなりますか。それは、一応事業団が持つておる。所有はないのですから、うすると、所有権を持つております。権者は、どういうべき帶責任でございま
す。現在の鉱業権者を持つております。ざつと、鉱業法に基きます。鉱山が買い上げてから、資本で一応……。

別途内閣にさまでして、喜賀賃借の事実を認めます。このことと、このためには被害者等に

鉛筆発
貢めに任
ますので、
おきまし
で、事業
の問題
わけでこ
うです。
今のは、
の間は、先
的には、
業権者は
思います
その通
そこで、
してやつ
侵掘ある
のは、現
なりがた
ります。
侵掘
盗掘はあ
保安の相
ます。
ですか
ますとい
うです。監
業者とし
業のため
るのです
うです。

ては、第1回は賠償問題として事業団が賠償するといふのである。この場面ではどのお題として扱うべきか、民法にいよいよどうぞお尋ね下さい。

業権者と現合の責任者と鎮西のよ話のよ解決す。したわう損害う理解じですか。さいま歩この合の鉛者でいは、鉛でこちによるう鉛害いうふ。今度けれどましょ。そういう日には道たなつてまらない。そつならば

こういった点につきまして、非常に困難な点もございまして、なお検討を要する点がござります。こういった点につきまして、鉱業権を今後検討いたして参りたい、かように考えております。
○多賀谷委員 出願の段階で検討をするか、施業案認可の段階で検討するか、これはいろいろ議論があると思ひますが、一つ検討していただきたいと思います。
それから今度の改正で、三十二条の二で、六十日間は許可をしない、すなわち鉱業法違反によって取り消された者についてでは、許可をしないといふことがあります。この考え方は、いやしくも鉱業法に基いて公權的な性質を有する権利を付与された者が、鉱業法違反によって取り消しを受けたという場合には、永久にその鉱区については許可をしてはならぬ、こういうふうに明記すべきではないかと思いますが、その点はどうですか。

まして、御了承をお願いしたいと思います。

○多賀谷委員 おそらく取り消しといふことになると、かなり鉱業法違反の条項でも悪質な者であると思うのです。ですから、いやしくも鉱業権の取り消しをやつた場合には、その同一鉱区について同一人が出願することができることなどという考え方には、間違っていると思うのですね。これは、六十日とするなら、私は永久にした方がいいと思う。しかし、それは同一鉱区であればいいのです。その人間を永久に犯罪者として、どの鉱区にも出願できないということは酷でしよう。ですから、同一鉱区についてはもう権利がないのだ、こう考えていいと思いますが、大臣、どうですか。

○高崎国務大臣 理論的には、そういうふうな議論も立ちますしうが、実際に法律を適用する上におきまして、そういうことをすることが他に影響するところが多いというのだから、六十日というところで一応やつておいて、その間にほかの人間がどんどん出願する機会を与えておくということにすれば、犯罪を犯した人間は、それだけハンディキャップをつけられるということになりますから、そちらのところを妥協しなければならぬのじゃないかというところで、これができたわけあります。

○多賀谷委員 大臣にしては珍しく穏便な答弁ですが、私は、やっぱり決断をされた方がいいと思う。それは、取り消しということをやる以上は、相当悪質でなくてはならぬと思う。取り消しだけの処分ではないのです。鉱業法の処分には、停止の処分もあるでしょ

う。ですから、取り消しをするくらいなら、もう六十日なんということを言わないで、永久にその鉱区についてでは認めない、こういった方が鉱業法の精神からいつても合致しますよ。少くとも、も国がある人間と契約をし、そして契約違反をやつたのでこれを取り消す、そうして二ヵ月たつたらまた契約するなんということが許されますか。社会常識から考えても、これは許されないでしょう。それならば、取り消さなければいい。取り消しに値しないなら、いなれば、権利の停止が何かやっておけばいい。取り消しをするくらいなら、やはり永久にやるべきだ。こう考えてますが、どうですか。

どい場合ですよ。それは一時作業の中止に許可を命ずればいい。ですから、従業員が本当にものかわらず取り消すくらいの気持ちで、そういうものについては、その範囲についての出願はもう永久に許可しない、こうしてしかるべきだと思うんです。ですが、局長、どうですか。

の条文を全部見直して参りますときには、同時に検討いたしたい、かような考え方でござります。

○多賀谷委員 やはり鉱業権というものの考え方方が、私は間違つておると思うのです。鉱業権といふものは、国が与えておるということをよく考えていただきたいと思います。ですから、国の契約に違反したよなものに、また六十日たつたら再契約する、しかも同じ条項で再契約するなんということは考えられない。それほど酷であるなら、取り消し処分にいかなければいいのですが、少くとも公聴会まで聞いて取り消されたものについて、また六十日たつて許すなんということは、普通ならば考えられないことです。どうも研究が足らないで六十日になつたようですが、もう少し研究をして法律を出してもらいたい、こういうように考えます。

時間がありませんから、次に進みますが、侵盗掘が盛んに行われる、ことに侵掘が盛んに行われるということですが、この侵掘によつて、今度東中鶴炭鉱では坑内出水があつたわけですが、旧法には、十間といふやわる閑隔地制度というものがあつたわけです。これを昭和十六年に、鉱利の損失を招くということで改正になつて、いわゆる戦時出炭としてこれが撤廃されませんが、閑隔地制度といふものをお考えになつておるかどうか、復活の意図はないかどうか、これをお聞かせ願いたい。

○福井政府委員 間隔地の問題につきましては、ただいまのお話のように、旧法にはあつたわけございまして、この問題につきましては、今後の改正でもう一へん採用してはどうかといらう見地から、検討いたしたいと考えております。ただ現在間隔地を置いておりませんので、今後現行法との関係をどうして参りますので、いろいろめんどくさな問題が出るわけでございますが、この問題につきましては、今後十分検討して参りたいと考えております。

○多賀谷委員 私は、さらに休眠鉱区の問題とか、あるいは鉱区の交換分合といふ点についても質問いたしたいと思いますが、時間があまりませんから、次に譲りまして、公共の福祉との関係について一つ質問したいと思います。これは、昭和二十八年度の改正で、あつたと思いますが、法律的にはかなり多くの条文が出ておる。そこで、この運用が悪いのではないかという気持とするわけです。単に法律だけが悪いのじゃなくて、運用がよろしくないのでないかといふ気持をするのです。そこで、電源開発のダムの設置の場合に、鉱業権を一体どう処置をしたか、これをお聞かせ願いたいと思うのです。その場合に、鉱業権の買収ということをやつたことも考え方あるし、あるいは電力会社が土地取用法によつて鉱業権の消滅取用を申請したという場合も考えられるし、さらに鉱業法の五十三条による取消権の発動をしたという場合も考へ得るのですが、これは、一体どうも考へるに、処置をされたでしょうか。

○鶴井政府委員 すでに鉱業権の設定を行なっております地域に電源開発をいたしまして、ますます場合には、競合いたしております。すなはち出願地域でございまして、なおまだ出願の許可をしていないものにつきましては、通産局の方で、公益事業部と鉱山部とが十分相談をいたしまして、両方が競合しないように取り計らっております。

○多賀谷委員 これは、どういうふうに処置したということだけでも伺つておきますから、あとで資料として出していただきたいと思います。

次に、坑内実測図の問題ですが、これは、先般来から坑内実測図を故意にごまかして記載をした。しそつちゆう話をに出ることですが、鉱区の譲渡の場合は、なるべく掘らなかつたよう書いて出すといふこともありますが、そういう場合には、一体どういう適用をされておりますか。

○樋諸説明員 現行の鉱業法の百九十三条によりまして、一応報告及び検査に関する規定がござりますが、うちそのことを言つて報告をしたような場合は、これは、その中に立ち入つて調べることができます。そういう結果、違反がわかつた場合は、百九十三条によりまして、三万円以下の罰金という罰則がついております。

○多賀谷委員 それは、実際は法律の条文だけでしょう。坑内実測図が出されて、これはうそであるか、ほんとうであるか調べたことがないでしょ。またそれがらもあつたといつて書き直さした例はないでしょ。明治以来

○機詮説明員　一応調べてはおるのであります。違つておったといふことは、それを見つけて告発したといふことです。それで、それを見つけて告発したといふと、件もございません。

○多賀谷委員　条文があるだけですよ。実際坑内の実測図を報告さして、その報告と実際が合つてゐるかどうか、というようなことを調べる余裕もないですね。率直にいって、今の鉱山の監督機構ではないだらう。ですから、私は大臣に——鉱山監督業務とくじける仕事ですけれども、災害が起つたときに初めて大へんだといつたんでは、どうにもならない。現地に行つて、現地の石炭事務所を見ますと、盗掘を調べにいきましまして、もう施業案がどんどんたまる、施業案を調べておると、もう盗掘しておる。もう大へんだんですよ。盗掘だつて、一人で見に行くわけにいきませんし、とても危ないといふ。ですから、やはりじみではありますけれども、こうじら資料だけはつきり政府が握つておつてもいいと思ふのです。こうじらじみな仕事でありますけれども、とにかく坑内実測図といふものは、そこに行けば確実だなければ、鉱業権者自体も困りますし、また被害の方も、通産局あつたりで、いやあれは握つておりませんよと言いましても、実際被害が起つておだなければ、鉱業権者の味方だ、こうようよろに考えがちであります。こういう点の整備も一つやつていただきたい。

そこで、最後に私は、罹災者の救出についてお尋ねいたしたいと申うのです。先般來から鉱山保安法二十一条の三の解釈を聞いておりますと、実際問題としては、これではあまり効用にならないのではないかと危惧される点もあるわけです。そこで二十五条冬の三でどうにもいかない、こういうような場合には、政府はどうされるのか。特別立法か何かを考慮する余地があるのかどうか、これを一つ大臣から明確に承りたい。

○高崎国務大臣 敗者の救出につきましては、今度の保安法の改正は、何しろ生命ある者を一日も早く救出の実行をしなければならぬ、そのときに行なったといふよくな場合には、行政代執行法の規定によりまして、國が第二百四十九条に命じてこれを実行さす、これによつて起つた費用は、当然鉱業権者に負担さすということで、生きている人間を助けるということを主体に置いておりますが、しかば、ここでもうどうしても助からぬといふ人間がおつた場合にどうなるかということであります。現在この改正の規定だけでは、できるだけ行政指導によつて死生を搬出するような方法を鉱業権者に令じてやらうといふくらいの程度しかできないのでありますけれども、実際の被害を受けました家族になつてみつたと、死んだ人と同様に、その死体がさるということは實際にわかつてゐるわけありますと、これは、ほかの方々が現存しているといふことは實際にわかつてゐるわけありますから、これは、何らかの方法をもつてこの死体の救出を

は、取り出すような方法を考えたい。こういうふうな考え方でございますが、これを特別立法でやるということになりますためには、いろいろ法律上の手続きも考えなければならぬし、またほかの方のことも考慮しなければならぬし、第一に予算が伴うことありますから、これを実行いたしますについては、ほど慎重に検討を要する点だと存じますするが、しかし相なるべく死体は救出し得るような方法について、実行し得るように検討いたしたいと存じております。

○多賀谷委員 この問題は、私はやはり大きな社会問題であると思います。近衛さんの奥さんならスピエトへ行つて、御主人の死体を見つけて、そうして焼いて母国へ帰れる、ああいう方は特殊です。またこれは、外地に行つているわけじゃないんです。死体のある場所もはつきりわかつているのですから、やはり一近衛さんの奥さんだけの気持ちやないと私は思う。全部の遺族がそういう考え方でいると思う。ですから、十分一つ考慮してもらいたい、かように考えております。

それから現在保安監督員制度といふものがあるわけですね。この保安監督員制度といふものは、保安管理者について保安の実施に対する勧告権を持つておる。ところがこれがなかなか実効を上げていない。実効を上げていないというのは、職制からいいますと、保安管理者のものに保安監督員というものがおるわけです。ですから、職制からいっても、上司に対しても勧告するなんということは、法律上はあるけれども、実際問題としてなかなか実効が上

○小岩井政府委員 従来の保安監督員が十分に勤勉しておったかどうかといふ点につきましては、私どもも監督員制度自体が、鉱業権者の自律制度、私設の監督官といったような関係で、あまり深く追及いたしておりませんでした。が、いろいろ問題もござりますので、最近どんな程度の勧告をやっているかという程度につきまして、かなり詳細に調査をいたしました結果、それぞれ山の実情に応じましてかなりの相違はござりますけれども、私どもが予想しております程度にまで勧告をいたしている山もございます。しかしながら全般を通じまして、今の先生のお話のようない、監督員の機構、位置が保安管理者よりも、もちろん当初は同様に考えておりましたが、現状では保安管理者以下の立場の方が非常に多い関係で、十二分な勧告はできないではないかというふうに考えております。

なお、この保安監督員をどういうふうにしたら有効に効果を発揮せしめ得るかという点につきましては、今後鋭意検討して参りたいというふうに考えております。最近の報告では、相当金額がかかるような風檣の修理、修築、そういうもののまでも、かなり大規模な程度の改修も勧告をいたしておるような実情もございまして必ずしも効果が上っていないというふうには見ておりません。しかし今後一そり効果あらしめるために、十分に実情を調査し、検討して参りたいというふうに考えております。

○多賀谷委員 これは、單に局長が御答弁になるだけでは、実際問題としてうまくいかないのです。これは、いわば鉱山保安を十分実施しないことによる被害者の立場の方を代表する人間をどう入れたらいいと思う。要するに、従業員の意向というものをくんだ技術職員を選んで、それを保安監督員に選んだらいいと思う。これは、同じように監督される者も監督する者も同じ立場の人である。しかも監督する方が監督をされる人よりも下にあるなんという制度自体が、きわめて問題があると思うのです。ですから、この点についても私は十分検討していただきたいと思います。

そこで最後に、私は大体この鉱山保安法といらのは、あまり実施運営がされていないのではないかと思ふのですよ。第一、この法案をおかけになつていて、安協議会に全然おかけになつていなかつた。いやしくも法律の改正をやる場合においては、労使、学識経験者からできておりますけれども、この法案を鉱山保安法の改正といふ。いやしくも法律の改正をするについてはこういう考え方をもつておりますと、こういう民主的な機関にかけてこの鉱山保安法といふのを出すべきですよ。これは、何もそんなんに急ぐ法案じゃない。急ぐのは危ぎますけれども、きよらあしたといふ法案じゃないのであります。ですから私は、なぜ鉱山保安法の四十五条に鉱山保安協議会といふのがあり、四十六条にはそういう規定があるにもかかわらず、この手続をおとりにならなかつたか、これをお聞かせ願いたい。

○小岩井政府委員 私どもは、法律は国会で審議して作つていただかといふ

ことで、保安法につきましてはもちろん、法律がつきましては、必ず中央協議会におかれまして、あとの関係の省令、省令に基きますいろいろの規則の改正につきましては、必ず中央協議会におかれまして、別に他意があるわけではございません。

○多賀谷委員 私は、そういう運営が間違つておると思いますね。少くとも保安協議会といふ學識経験者を含めた諮問機関が――しかも大臣が会長であるわけです。ですから、われわれよりもずっとくろうとなわけです。専門家ですよ。しかも、この鉢山保安法なら、というのは、技術監督立法です。何より利害関係のある立法じゃない。それは、特殊な人の技術立法なんです。そういう技術立法を、鉢山保安協議会といふりっぱな制度があるにかかわらず運営をしないという考え方は、根本的に間違つておると思いますが、大臣どうですか。大臣が会長ですよ。

○高崎国務大臣 はなはだ不勉強で、私はそこまで知らなかつたのですが、しかし、そういうものがあればできるだけこれは有効に活用いたしたいと思います。

○多賀谷委員 法律は、国会でどちらかといえばしろうとが議論して、あらゆる省令だけはお前たち審議してくれたんといふことはないです。これは、当然技術立法であるし、しかも専門家ばかりそろつておることにかけて、そろつていろいろ意見を聞いて、大体まとまつたところでお出しになるといふのが至当です。こういう機関を利用されないといふことだけでも、われわれはこの法律を撤回したいくらいです。この内容よりも、そういう民主的なル

ルを踏まないで国会へ、しかも当初から投げ込むなんということ、それからいろいろ聞いてみると、まだ理論論はつきりしてない、まだ研究も十分でないがこの程度というようなことは、非常に私は不見識だと思うのです。最近重大災害が非常に多く勃発したわけですが、一体保安協議会というものに詰問をしたことありますか。

○小岩井政府委員 中央保安協議会におきましては、年度の方針その他の主要な対策につきましては、お詰りしておるようあります。が、中央におきましては、はつきりお問い合わせしたことにはございません。

○多賀谷委員 最近国会でも非常に問題になり、しかも社会問題化しておられる大きな災害が次から次から発生しておるわけでしよう。そういうときに、こんな民主的な非常にいい機関に、どうしたらいいだろうかということを語らないということは、ないだろうと思ふのです。これは専門家ですよ。いかにも局長が大学を出て、ずっと監督行政をやっておられるかもしれないが、現場は彼らの方が詳しい。現場の事情はこうなんだ、だからこういうふうになければ今の災害は撲滅できない。ういう意見があるに違いないですよ。最近ずっと重大災害が起つておるのに、中央保安協議会というりつけな議機関があるのに、それに全然詰問しない、意見も述べさせない、こうしたことでは、私たちはこの鉱山保安法を運営しておるかと言いたい。それは運営しておらぬですよ。法律があるだけでしょう。いかに役所で何ヵ年で全国で半減運動をされてもだめですよ

それは机上プランですよ。やはりこのう機関を動員して、どうしたらこの災害が防げるかという英知を集めるのですよ。一休この保安協議会といきですよ。おきましては、省令の規則改正の場には、必ずお詣りしております。最近承知のように、石炭の関係、金屬、油の関係で規則改正をいたし——石油も改正ではもう改正もいたし、金屬も改正いたしました。石油もごく近いうち改正することにいたしております。中央協議会は、最近は割合に開ておるのであります。大体年に一、二回、地方協議会におきましては、地によつて多少違いますけれども、やはり二回か三回程度、これは予算の関めございまして、あまり十分に開けないという点もございますが、今後で得る限り仰せのように、なるべくこいつた機関を使いまして、いろいろ問題をお詣りしたいというふうに考えております。

○多賀谷委員 私たちは、今後こうう民主的な機関があるのにかかわらず、その議を経てこないものは審議せんよ。それは、法律ができて、その施行についてはあなた方に詰りますと言つても、全くどういう意図でできのかはつきりしないようなものを、令だけは作ってくれ。こういう不見なことがありますか。それなら保安議会といふものをやめればいい。法が実際あるにかかるはず、その運用が実際あるにかかるはず、その運用り起つてないのですよ。坑内実測してないでしょ。大体鉢山保安の運用よろしきを得れば、災害もありませんからね。坑内実測の問題だつてそらでしょ。とにかく

昭和二十年から今日十三年もたつのにか
ら整備がされていない。保安協議会だつ
て、今重大災害が頻発しておるのにか
かわらず、一度だつて開いて意見を聞
いたことがない。こういうようなことは
がありますか。私は、鉱山保安法の運
営について非常に義憤を感じます。そろ
して災害が起つて、しきりとの大臣に
答弁させなんといふ、そういうことは
ない。私は、今後運営について十分注意
してもらいたい、かくいう熱望してお
きます。

○滝井委員 鉛業法並びに鉛山保安法の改正に當つて、二、三の点について

質問をさしていただきたいと思いますが、鉄山保安法なり鉱業法が改正をされなければならぬよくな事態になつたのは、石炭業界の背景といふものを、私はおもに思ひます。現在の日本の石炭業界が直面をしておる危機の姿といふのは、石炭の需要と供給の関係を調整したらいいんだといふよくな、もはやそんななまやさしいものでなくなつておることは、一たびあの老朽化しておる筑豊炭田に足を一步入れてみればわかる。先般私の同僚議員が北海道から九州の筑豊炭田に足を入れたところが、その立ち並ぶ老屋の中に、ぎりぎり失業者が詰まつておる姿を見て、これはもう北海道で考えておったことはまるきり違つ、これはやっぱり本へんだ、なるほど福岡県といふところは、社会党の強いのもつともうだ、と言つて、社会党の強い理由にしたが、社会党の強い理由といふのは、結局貧困の渦が詰まつておる、いわゆるなべ底の経済のもとに、累々として

失業者の山が詰まつておるといふことが社会党の強い理由になるといふ。こういふ貧困な政治の姿が豊原炭田に現われた、特にそれが石炭山に直接的に現われておる、こういう事態は、もやは石炭の需給調整だけで問題が解決するのじやなくて、一休今後の日本の石炭企業といふものを政府は根本的にどうしようとするのか、こういふ基本的な問題もやはり考えなければいかねと思うのです。なるほど事業場の閉鎖の状態、あるいは未払い賃金の状態を見るに、二十九年のあの不況に比べたら、それは経済的な指標はよろしくござります。しかし一たび現実の貯炭の状態を見ると、われわれ今まで常識で、大体四百万吨の貯炭ができたならば、石炭業界は一つの危機がやつてきているのだといふ、一応しろうとながらも見通しを立てておつたところが七月末に千二百万吨になり、そして九月末には、公社なり需要家の貯炭を総合すると、実際に千二百万吨の貯炭があるといわれておる。これは、まさに戦後に傾斜生産を唱えて以来最高の貯炭なんですね。こういう莫大な貯炭をかかえた根本的な理由といふものは、大臣、一体どこにあるとあなたはお考へになるか。

いは需要家に対する手持ちをふやしてもらう点において、あるいは輸入油を切ることによって、いろいろな方策を講じてきておる次第でござります。

○清井委員 大臣の今御答弁をされておるような、非常に経済が不況になつてきたり、同時に、具体的に言うと電力の需要といふものが、水力の関係その他でうまくいかぬといふようなことは、だれもその通りおっしゃつておる。そろしますと、そういう形で石炭企業に非常なしわが寄つてきておるのですが、今のようなことだとするならば、三十二年度の総燃料情勢の中から見て、国内炭の需要といふものが増加をしておりますか。

○樋詰説明員 ここに数字を持ち合せておりませんので、あとから申し上げますが、石炭の伸びは、それ以外のエネルギーの伸びに比べてかなり劣つておるというのが実情でございます。油その他の方が伸びております。

○清井委員 私の調べたところでは、三十二年度の総燃料情勢から見て、石炭換算で三百四十六万トン程度増加をしておる。そこで重油が二百三十四万トン増加して、輸入炭が百四十六万トン増加をして、国内炭は三十四万トン減少している。従つて、結局今大臣がいろいろ経済情勢とか、油の輸入を規制するとか、あるいは電力が水力の関係でどうもたくさん使わなかつた、こうおっしゃいますが、それならば大臣、現在どんどん増大していくところの重油の需要を恒久的に押えることができるかどうかという問題が一つ。いま一つは、石炭業界でなくて電力業界は、現在の日本のエネルギー政策と

いふものはは鎌田主義だ、こういう鎌田主義をとつておつたのではだめだといふ強い意見になりつつある。そらしまう。そういう原因は、一応大臣の御答弁ではつきりしたのですが、しからばで、千二三百万吨の貯炭ができる原因といふものはこういう原因なんだといふ。そういう原因是、それで、三十二年度の結論を見ると減つておる。そして一方においては、重油に対する恒久的な需要がきわめて強くておる。こういう情勢がある。こういう情勢の中で、今危機に直面しておる石炭業界といふものを、一体どうして通産行政は打開をしていくか。先般立てたところの長期エネルギー政策といふもので、石炭業界は、そのエネルギー政策に従つて五千六百万トンですか掘るんだといふとで設備をやり、いろいろの人員もそろえた。ところが七月になつたら、政府が一挙に五千三百五十万トンにぼつと下げる。こういうように、浅沼書記長の言葉じやないが、朝令暮改じやなくて、朝令暮改くらいいなんです。年度の半ばにしてもう切りかえてしまふ。これでは、石炭企業者も不安定だし、そこに働く労働者も不安定だし、企業者も今後これには金を貸しませんよ。こういうように、政府の一貫したエネルギー政策の中における石炭の位置づけ、安定的な政策は、確信を持たれていないがために、業者はどういう形をとりつつあるか。石炭は企業ではない、石炭に金をつき込むことは、投資ではなくて投機になつておる。石炭

には、五年に一回ずつ大きなフレームかやつてくる、その大きなフレームかもうければいいと、投機になつてゐるところに問題がある。石炭業界が投機であるということは、政府が日本の特に大事な地下資源である石炭に対しても、一貫した腹がまえがなく、そのときのそのときによつて變っていくといふところに大きな原因がある。そういうところから、今度は出でてくるところの鉱業法の問題やあるいは鉱山の保安の問題というのに、さいぜん言つたように、ほんとうに政府の一貫した政策がないために、担当の役人諸君が腹がまえをきめて、これに打ち込んでいくところの熱意が沸かないといつ結果にもなつてくる。あとでいろいろこまかくやりますが、そういう基本的な問題について、非常に良心的な高畠通産大臣は、一体どういう工合に考へてゐるか、この際石炭政策に対する政府の基本的な腹がまえをいぢらものを、はつきり示す必要があると思つう。

ます。と申しますことは、私どもの考
えは、どうしてもやはり石炭というも
のは日本の国産であるということ。
しかもこれの計画を立てれば、その計
画の通りにはば近い数字を得られると
いうことと、第三には、石炭というも
のは一応計画を立てれば、その計画をふ
やしたり減らしたりすることは非常に
困難であるということと、この三つの
点から考えまして、石炭についてはど
うしても優先的に、たとえ値段が高く
ついても、日本の燃料政策の上において
は優先的にこれを採用すべきもの
だ、そして国内の景氣いかんによつ
て燃料のエネルギー資源の増減がある
といふ場合は、それは輸入する油に
よつて調節するという方針が根本方針
でなければならぬ、またその方針で今
後進みたいと思つておりますが、本年
は御存じのごとく、急速なる大きな需
要の変動を来たしたということ——私
は実際申しますと、この七月声明いた
しましたことと、この下半期において
も、石炭がこんな貿易になるならば、
もつと油を切らうという考え方で非常に
努力したのであります。けれどもこれ
はもうすでにおそく、日本の原油と
いうものをある程度切る場合には、一
方においてはまた軽油が不足してお
る、このために思い切った手術ができ
なかつたわけであります。それでも
まず五十万キロリットル減つたといふ
ことになつたわけであります。来年度
につきましても、十分現状に即して安
定する方針をとつていきたいと存じて
おります。

言つておりましたが、石炭の千二百万トンにもなんなんとする貯炭があるとするならば、その石炭の需要の増大の政策といふものが当然とられなければならぬし、それから現在千二百万トンの石炭をそれぞれ公社なり事業所がかえておるというのであれば、炭鉱に對しては、ある程度貯炭に対する融資を対しては、ある程度貯炭に対する融資を発表しておつたようである。ところが、これは何かそれぞれ業界その他の反対等もあって、なかなかうまくいっていないといふようなことを聞いてゐるのですが、需要増大のための具体的な対策といふものは、一体どういつのを持っておられるのか。それから資金の累増する貯炭に対しても、一体国庫資金といふものを救済のために活動していくのかどうか、こういう点について御説明願いたい。

体そういう方向に進むたといふふうに承知いたしておりますが、できるだけそういう低品位炭を利用する発電所といふようなものをまず作つていただきたい。同時にメタノール等がありますとか、あるいは他の石石油化学工場といふところの開拓ということには努力していただきたい、こう思つております。それと並行いたしまして、先ほども申し上げたことによりまして、できるだけ新しい用途でございますが、電力に対する石炭の引き取りといつたような、大口部門に対する石炭引き取りの円滑化ということに対しましては、通産省全体といたしまして努力してきたわけでございまして、先週電力だけは大体話がついたのであります。今後国鉄その他国管機関関係の病院、学校、防衛館とか、あるいは私鉄、その他セメント、肥料といったような大口の需要関係にも、できるだけ一つ石炭の引き取りを円滑にするようことにすることにつきましては、強力に申し入れたいと考えております。

か。御存じの通り、すでにこの石炭の値段といふものは、急激な下り方をしつつあります。本年第一・四半期には、中小では平均五百円ぐらい下りつつある。だんだん千円くらいの引き下げをやらなければ、山の維持ができないというような事態が起りつります。そういうように出て参りますと、幾ら大手が下期に一割五分の出炭制限をやつても、中小は生きていけないから、ダンピングをやらざるを得ない。こうしたことになると、必然的にこれは、ダンピングをやってもどうしても山の維持ができないということになると、すでに労働省が、今年の石炭山から出る失業者は、一万から一万五千であるうといっておられるのが、大口の制限と相待って、ここに二万ないし三万という、労働省の見通しと全く違った倍以上の失業者が石炭山から出る、こういう事態も必ず起つてくる。従つて、この貯炭の山に対して、いわゆる大口需要の拡大をはかるか、同時に累増しているそのものに対して何か手当といふものをやつていかない限りにおいては、日本の石炭の危機といふものは、今の段階では乗り切れないと思いますが、一体これについてどういう工合に考へていいのか、これは、一つ率直に大臣の見通しを聞きたいと思う。

最近は石炭問屋といふものは、非常に系列化されているので、なかなかそういうことはいません。もとのよう獨立の石炭問屋といふものはなくして、これらの系列に入っているから、なかなかうまくいかないのだが、そういう問屋の協同組合を作るというような構想も聞いたことがあるのですが、政府は、この際石炭業界に手のうちを示す必要があると思う。そうして石炭業界の意見をざつくばらんに聞いてみて、政府と業界が、あるいはその辺に協力する労働組合というものが、何らかこの危機を開闢する道を衆知を結集してやらなければならぬ時期がきていると思うのです。だから、この際通産省もおそれることなく、ざつくばらんに、危機乗り切りのための金融対策、あるいは石炭の貯炭対策といふものを作わせて打ち出すべきだと思う。

かない切れないのだから、ある程度の犠牲を払つても、これを一応荷を軽くする必要があるから、輸出の方に力を注いでもらいたい。幸いに船舶も今非常に安くなつておるときであるから、そろそろ安い運賃で行くだらうから、そろそろ安い検討もやつてくれといふことも、先般業者にもお願ひしておつたよくなわけなんであります。そういうふうなことについて、一応この一千万トンという貯炭をどうして減すかといふことにつきましては、あの手この手を考えていきたいと存じておりますが、今のお説のことく、できるだけ乗組を集め、この石炭対策につきましては、特にこれによつて起りまする失業者の対策等につきましては、これは、労働大臣ともよく話し合いをつけておるわけなんであります。十分民間の御意見も承わつて対処していきたいと存しております。

○達井委員 大臣は、今輸出振興によつて一つの打開の道のある点をお示しになりましたが、私は、現在の石炭業界と、いうものは、もう非常に自由主義的で、そろそろ個別資本といつもののが、いわゆる日本経済全体を考へる立場が足らないと思うのです。この際、やはりある程度の度合いを考慮するべきであります。この際千二百万トンをかかえておる石炭業界の危機を、何とか打開をしていくという情熱的な答弁といふものが得られないことを非常に残念に思います。私一時ちょっと過ぎにはやめろということです。しかし、具体的な法案に入りたいと思いますから、衆議院が町ぐるみ村ぐるみ苦しんでおると一つ十分御検討になつてしまひて、とにかく石炭危機のために、多くの大衆が町ぐるみ村ぐるみ苦しんでおると、いう事態のすみやかな打開をまず考へていただきたい、こう思うのです。次に、鉱業法の質問からして、いたいと思うのですが、この鉱業法改正の提案理由の説明を見ても、やはり近くにかくして個別資本といつものをやらなければならぬという点は強調せられております。一休鉱業法は、明治三十八年にできて以来、昔の富国強兵、殖産興業といつよくな、明治維新のスローガンのときにできたよくな鉱業法でやつておるわけなのです。事態は、本主義から国家資本主義に石炭についていかなければならぬといふ意見もちらほら見えておるといつのが、そういう意味で、たとえば修正資本主義から国家資本主義に石炭についていかなければならぬといふ意見もちらほら見えておるといつのが、その端的な表れじやないかと思うのです。日本の石炭企業といつものは、

御承知の通り非常に雇用が多いわけなのです。現在日本のよくな人口の多いところでは、このよくな雇用の非常に多い石炭企業といつものは、非常に大事な企業でございますが、そのために石炭産業の近代化がおくれるといつ矛盾も、同時にそれははらんでおります。そういう矛盾をわれわれは徐々に修正をしながら、やはりここに個別資本よりか總資本の立場といつものも考えなければならぬ時期が来ているといつ感じがするのです。どうも大臣方の答弁を聞いておつても、國體搔痒の感があつて、この際千二百万トンをかかえておる石炭業界の危機を、何とか打開をしていくといつうの立場を採用してはどうかといつ点に相なる義を改める必要があるのではないか、ありますとか、能力でありますとか、こういうことになりますと、能力主義を採用してはどうかといつ点に相なるわけであります。鉱業権者の資格でありますとか、能力でありますとか、こういう点を一休どいらふるに取り入れるのかといつ点が、今後検討を要する非常に大きい問題点でございまします。

二番目には、御承知のよう、現在の鉱業法の建前から参りますと、今日の鉱業法の建前から参りますと、今日得る建前になつております。この点につきまして、一鉱区一鉱業権制度といつことが、実際問題としていいのではなからうかといつよくな点も考えられます。しかし、現在の法制の建前の方が、合理的開発といつことからいえれば、なかなか実際問題と見ていいのではなからうかといつよくな点も、非常に大きめにあります。こういった点も、非常に大きめにあります。そこで、この鉱業法の本格的な改正といつものをやらなければならぬといつ点は強調せられております。一休鉱業法は、明治三十八年にできて以来、昔の富国強兵、殖産興業といつよくな、明治維新のスローガンのときにできたよくな鉱業法でやつておるわけなのです。事態は、それから租鉱権制度が現在の鉱業法には認められておりますが、こういつた点につきましても、最近の事情等から見て、現在の制度そのままでいいのかにもいろいろこまかい点があります。そのほかにもいろいろこまかい点はあると思いますが、大きい点、基本的な点を申し上げますと、以上申し上げざいます。

それから租鉱権制度が現在の鉱業法には認められておりますが、こういつた点につきましても、最近の事情等から見て、現在の制度そのままでいいのかといつ点でございます。それから予備鉱区といつ問題がございましたよくな点が、現在私ども研究いたしております者として考えられておるわけであります。この改正の目途には、もうこの鉱業法の提案理由で書いておるよくな、非常に違つてきておりまます。それから予備鉱区といつ問題がございましたよくな点が、現在私ども研究しておるわけであります。これも鉱業権者が一応責任を負うといつことになります。

○達井委員 そうしますと、取り消されたのですから、自分の鉱区でなくなりてしまつわげなんですがね。

○通説説明員 鉱業権がなくなつた場合には、消滅時の鉱業権者が責任を負うといつことになつておりますので、あくまでも鉱業権者は責任を免れないわけであります。

○流井委員 そうしますと、六十日以内に全く別の人があれを出願をして、自分の鉱区にしてしまふ、こういうことになるわけなんです。そうしますと、その消滅時の鉱業権者といふものが取り消されてしまつて、山は廃山にしてどこかへ行つてしまつた。そうすると、そこに今度はニー・フェニースがやってきて、もとの同じ坑口から炭を掘り始めた。こういう場合に、取り消されて開山をしていなくなつた。その後に今度出願をした者が来てやるので、そつすると、もとの人にやれといつても、山をやめてしまつて、一体できるかということなんです。これは、なるほど法律の上ではできますよ。文字の上ではできますが、いよいよそれが具体的な現実の問題になつたときに、同じ坑口から別な人が出願をしました。その人がやることが一番合理的なんですね。一体そういう場合に、もとの鉱業権者にやれといって、実施ができますか。

いうのが先願主義で鉱業権を持つた場合に、Aという鉱業権の原因に基く被害がB時代に発生した場合は、これはBですか。

○辯説明員 私の説明は、はなはだまずかったと思いますが、鉱業権が消滅した場合には、消滅時の鉱業権者が責任を負うということになっておりませんので、取り消されて一たん消滅したそのとき鉱害の原因を来たして、そして発生したということであれば、これは、当然前の取り消された鉱業権者が消滅時の鉱業権者として責任を負うわけだとさいます。

鉱業権を設定された者の時代にできたもののか、あるいは新しく時代にできたもののか、あるいは技術的にできました。これが現実の問題でございまして、それがはつきりしないということになれば、前の時代のものであるということになりますし、ここは、もう技術的な事実認定の問題でございまして、それがはつきりしないということは、現在の鉱業権を持つておる者の時代にあります。そこで、それがはつきりしない場合には、それがはつきりしないといふことはあります。このことは、もう問題ないといふことになりますし、これはもう問題ないといふことになります。

農民であり、中小企業であり、大衆です。法律を作るときには、これらあつたまでは、ちつと明白にしていただきたいと思いますが、それはできますか。

○通説説明員 法に基かずして、いきなりだれの責任であるということを政策令あるいは省令段階で負わせるといふこと自体は、非常に困難であると思しますが、大体採掘等によりまして、どうの程度までの鉱害が起るであろうということは、一応見当がつきますので、ただいまお話をございましたような点につきましては、できるだけ前後の鉱業権者の間でキャッチボールといふことのないような格好で、いずれかの責任において鉱害がはつきりさせらるといふ方向に法制化の研究をいたしたい、こう思つております。

○鷲井委員 ゼひそうしていただきたいと思います。

次には、盗掘や侵掘をすれば、これは施業案がないので、当然取り消されることになるわけございますが、この鉱業法の改正によって、盗掘、侵掘によって得られた鉱物を、運搬、貯管、有償もしくは無償で取得、または処分のあつせんをした者は、五年以下の懲役もしくは五十万円以下の罰金となるということがある。そうすると、租鉱料を取つておつた場合ははどうなですか。侵掘しておる。そうしてその場合に租鉱権料だけを取つた、そのことはどういう関係になりますか。

○福井政府委員 ただいまの鷲井先生の御質問の御趣旨がよくわからないでござりますが、盗掘、侵掘の場合租鉱料を取るということは、行われないのではないかと思います。

○流井委員 あるのです。Aという鉱業権者に、自分の鉱区の一部を租鉱権を設けてやるわけです。そうするとこの鉱業権者は、当然Aという鉱業権者に、自分のとる鉱区の中に石炭がなくなってしまって、そこから今度は鉱業権者のところの石炭をとると一番いいと申すで、黙つてとつてしまふ。しかし、鉱業権者は、知つてか知らずか、租鉱料だけをもらつわけです。こう場合に、一体このことはどういうことになるのかといふことなのです。されば、租鉱料を取つておるばかりではありません。販売権だけをもらつ場がある。販売権だけを一つ僕が持つて、こういう場合もある。石炭が不の場合には、販売権を握るといふことは非常に大きな力になるわけです。されば、この運搬にも保管にも、有償しくは無償で取得にも、処分のあつんにも当らないのです。この場合は体どうしたことになるのですか。

○福井政府委員 現行法の罰則において、百九十九条にこういふ条文あるのでござります。「過失により区外又は租鉱区外に侵掘した者は、十万円以下の罰金に処する。」こうい規定があるのでござりますが、今おの場合は、租鉱区外に侵掘した場合、いうことに該当するのではないかと

います。

○流井委員 その場合は、二十万円を払いますと、これは侵掘ないし掘でござりますから、そこに鉱害起つても、これは損害賠償であつて、いわゆる鉱業法上の鉱害の賠償はやなくてよいということになるわけ

す。そうすると、そこに起つた鉱害は、鉱業権者もやらないといいし、それから侵掘をした、その租鉱権者といふものは侵掘でござりますから、いわゆる鉱業法上の一般鉱害の適用対象にはならないのです。こういう事態が起つたときに二十万円だけで片がつくなら全部やります。そうすると、鉱業権者も鉱害の責任を負わなくともいいから、黙つていて知らぬ顔している。裁判があつた場合に、いや、あれは確かにわが輩の鉱区を侵掘なり盗掘したのでござります。と言つて逃げればいい。片一方は、私は確かに盗掘いたしましたと言えども、それは確かにわが輩の鉱区を侵掘なり盗掘したのでござります。

○福井政府委員

私ども普通通識観念

で考えまして、今先生のおっしゃつたような具体的な例がよくわからないのでござりますけれども、とにかくそぞういう例もおありかと思います。ことに北九州には普通ではちょっとと考えられないようないろいろな例も起きるようございます。ただ、これは法律上いろいろな場合を想定いたしましても、何か抜け道が必ず出るのが一般的の場合でござります。ただし、善後措置

は、莫大な鉱害の金を払わなければならぬといふことで、これは現実に侵掘をやる場合が多いのです。だから今までのものの考え方だけでは足らぬくらいに、ちょうど提案理由にあるように、社会情勢が複雑錯綜してきために、もう少し頭を働かしてもらわなければならぬ事態が出てきておる。こういふことを私は言いたいのです。何か石炭局長にあれば伺いたい。

○小岩井政府委員

これは今お話の租

鉱権者、それから鉱業権者がともに、さつき滝井委員から御指摘のありました親権者が租鉱料をもらつて、そうして盗掘をやらせるといった場合には、

今度の法律はびしりと罰則にかかる

といふふうに考えております。

それからもう一つ、盗掘あるいは侵

掘による鉱害賠償関係でござります

が、これは先ほど來何回も申し上げて

おるようになつたが、現行法のもとにおきまし

すけれども、現行法のもとにおきましては、鉱業法上の権利なくしてやつた

て、今後十分検討いたしたいと存じております。

○滝井委員

今でもそれはあるんで

す。従つて僕の言いたいのは、今の盗

侵掘によって得られた鉱物を運搬と

か、保管とか、有償もしくは無償によ

る取得処分だけでは足らぬといふ意味

なんです。従つて、たとえば石炭の販売

權を持つとか、あるいは租鉱料だけを

もらつた場合でも、やはり処罰をするような形にしておかないと、鉱害の金を払わないために、大手筋の炭鉱が中

小の山にどんどんそういうことをやら

せることも可能なんですよ。たとえば

密集地帯に石炭の山がある。ところが

家庭の密集地帯の石炭の山を掘るために

には、莫大な鉱害の金を払わなければ

ならないといふことで、これは現実に

侵掘をやる場合が多いのです。だか

ら、今までのものの考え方だけでは足

らぬくらいに、ちょうど提案理由にあ

るよう、社会情勢が複雑錯綜してき

たために、もう少し頭を働かしてもら

わなければならぬ事態が出てきてお

る。こういふことを私は言いたいので

す。何か石炭局長にあれば伺いたい。

○小岩井政府委員

これは今お話の租

鉱権者、それから鉱業権者がともに、

さつき滝井委員から御指摘のありました親権者が租鉱料をもらつて、そうして盗掘をやらせるといった場合には、

今度の法律はびしりと罰則にかかる

といふふうに考えております。

それからもう一つ、盗掘あるいは侵

掘による鉱害賠償関係でござります

が、これは先ほど來何回も申し上げて

おるようになつたが、現行法のもとにおきまし

すけれども、現行法のもとにおきましては、鉱業法上の権利なくしてやつた

て、今後十分検討いたしたいと存じております。

○滝井委員

今でもそれはあるんで

す。従つて僕の言いたいのは、今の盗

侵掘によって得られた鉱物を運搬と

か、保管とか、有償もしくは無償によ

る取得処分だけでは足らぬといふ意味

なんです。従つて、たとえば石炭の販売

權を持つとか、あるいは租鉱料だけを

もらつた場合でも、やはり処罰をする

ような形にしておかないと、鉱害の金

を払わないために、大手筋の炭鉱が中

小の山にどんどんそういうことをやら

せることも可能なんですよ。たとえば

密集地帯に石炭の山がある。ところが

家庭の密集地帯の石炭の山を掘るために

には、莫大な鉱害の金を払わなければ

ならないといふことで、これは現実に

侵掘をやる場合が多いのです。だか

ら、今までのものの考え方だけでは足

らぬくらいに、ちょうど提案理由にあ

るよう、社会情勢が複雑錯綜してき

たために、もう少し頭を働かしてもら

わなければならぬ事態が出てきてお

る。こういふことを私は言いたいので

す。何か石炭局長にあれば伺いたい。

○高橋国務大臣

先刻来、多賀谷委員

けですが、その中小の山といふもの

は、地下のことなどだから、おそらく

は、莫大な鉱害の金を払わなければ

ならないといふことで、これは現実に

侵掘をやる場合が多いのです。だか

ら、今までのものの考え方だけでは足

らぬくらいに、ちょうど提案理由にあ

るよう、社会情勢が複雑錯綜してき

たために、もう少し頭を働かしてもら

わなければならぬ事態が出てきてお

る。こういふことを私は言いたいので

す。大臣どうですか。

○高橋国務大臣

先刻来、多賀谷委員

けですが、その中小の山といふもの

は、地下のことなどだから、おそらく

は、莫大な鉱害の金を払わなければ

ならないといふことで、これは現実に

侵掘をやる場合が多いのです。だか

ら、今までのものの考え方だけでは足

らぬくらいに、ちょうど提案理由にあ

るよう、社会情勢が複雑錯綜してき

たために、もう少し頭を働かしてもら

わなければならぬ事態が出てきてお

る。こういふことを私は言いたいので

す。大臣どうですか。

○高橋国務大臣

先刻来、多賀谷委員

けですが、その中小の山といふもの

は、地下のことなどだから、おそらく

は、莫大な鉱害の金を払わなければ

ならないといふことで、これは現実に

侵掘をやる場合が多いのです。だか

ら、今までのものの考え方だけでは足

らぬくらいに、ちょうど提案理由にあ

るよう、社会情勢が複雑錯綜してき

たために、もう少し頭を働かしてもら

わなければならぬ事態が出てきてお

る。こういふことを私は言いたいので

す。大臣どうですか。

○高橋国務大臣

先刻来、多賀谷委員

けですが、その中小の山といふもの

は、地下のことなどだから、おそらく

は、莫大な鉱害の金を払わなければ

ならないといふことで、これは現実に

侵掘をやる場合が多いのです。だか

ら、今までのものの考え方だけでは足

らぬくらいに、ちょうど提案理由にあ

るよう、社会情勢が複雑錯綜してき

たために、もう少し頭を働かしてもら

わなければならぬ事態が出てきてお

る。こういふことを私は言いたいので

す。大臣どうですか。

○高橋国務大臣

先刻来、多賀谷委員

けですが、その中小の山といふもの

は、地下のことなどだから、おそらく

は、莫大な鉱害の金を払わなければ

ならないといふことで、これは現実に

侵掘をやる場合が多いのです。だか

ら、今までのものの考え方だけでは足

らぬくらいに、ちょうど提案理由にあ

るよう、社会情勢が複雑錯綜してき

たために、もう少し頭を働かしてもら

わなければならぬ事態が出てきてお

る。こういふことを私は言いたいので

す。大臣どうですか。

○高橋国務大臣

先刻来、多賀谷委員

けですが、その中小の山といふもの

は、地下のことなどだから、おそらく

は、莫大な鉱害の金を払わなければ

ならないといふことで、これは現実に

侵掘をやる場合が多いのです。だか

ら、今までのものの考え方だけでは足

らぬくらいに、ちょうど提案理由にあ

るよう、社会情勢が複雑錯綜してき

たために、もう少し頭を働かしてもら

わなければならぬ事態が出てきてお

る。こういふことを私は言いたいので

す。大臣どうですか。

○高橋国務大臣

先刻来、多賀谷委員

けですが、その中小の山といふもの

は、地下のことなどだから、おそらく

は、莫大な鉱害の金を払わなければ

ならないといふことで、これは現実に

侵掘をやる場合が多いのです。だか

ら、今までのものの考え方だけでは足

らぬくらいに、ちょうど提案理由にあ

るよう、社会情勢が複雑錯綜してき

たために、もう少し頭を働かしてもら

わなければならぬ事態が出てきてお

る。こういふことを私は言いたいので

す。大臣どうですか。

○高橋国務大臣

先刻来、多賀谷委員

けですが、その中小の山といふもの

は、地下のことなどだから、おそらく

は、莫大な鉱害の金を払わなければ

ならないといふことで、これは現実に

侵掘をやる場合が多いのです。だか

ら、今までのものの考え方だけでは足

らぬくらいに、ちょうど提案理由にあ

るよう、社会情勢が複雑錯綜してき

たために、もう少し頭を働かしてもら

わなければならぬ事態が出てきてお

る。こういふことを私は言いたいので

す。大臣どうですか。

○高橋国務大臣

先刻来、多賀谷委員

けですが、その中小の山といふもの

は、地下のことなどだから、おそらく

は、莫大な鉱害の金を払わなければ

ならないといふことで、これは現実に

侵掘をやる場合が多いのです。だか

ら、今までのものの考え方だけでは足

らぬくらいに、ちょうど提案理由にあ

るよう、社会情勢が複雑錯綜してき

たために、もう少し頭を働かしてもら

わなければならぬ事態が出てきてお

る。こういふことを私は言いたいので

す。大臣どうですか。

○高橋国務大臣

先刻来、多賀谷委員

けですが、その中小の山といふもの

は、地下のことなどだから、おそらく

は、莫大な鉱害の金を払わなければ

ならないといふことで、これは現実に

侵掘をやる場合が多いのです。だか

ら、今までのものの考え方だけでは足

らぬくらいに、ちょうど提案理由にあ

るよう、社会情勢が複雑錯綜してき

たために、もう少し頭を働かしてもら

わなければならぬ事態が出てきてお

る。こういふことを私は言いたいので

す。大臣どうですか。

○高橋国務大臣

先刻来、多賀谷委員

けですが、その中小の山といふもの

は、地下のことなどだから、おそらく

は、莫大な鉱害の金を払わなければ

ならないといふことで、これは現実に

侵掘をやる場合が多いのです。だか

ら、今までのものの考え方だけでは足

らぬくらいに、ちょうど提案理由にあ

るよう、社会情勢が複雑錯綜してき

たために、もう少し頭を働かしてもら

わなければならぬ事態が出てきてお

る。こういふことを私は言いたいので

す。大臣どうですか。

○高橋国務大臣

ますが、私たちがあの石炭鉱業合理化法を作るときのものの考え方というものは、Aという鉱区を合理化にかける場合には、そのAという鉱区全部を合理化にかけるものだと思っておりました。ところが最近はそうじやございません。たとえばAという鉱区を私が持つておって、そこで炭鉱を始めております。これを今度合理化にかけなければならぬという事態になってしまった。そうしますと、どういうことが行われたかというと、やり方はいろいろあります。まずそのAという鉱区をぼんと一つ切るわけです。そしてそこは自分が坑口を持つておるところで合理化にかけます。もう一つぼんと切るわけです。これは残します。そうして今度は、ぼんともう一つ切って、それは他人に譲渡します。そうしてぼんともう一つ切って、四分しまして、もう一つには自分が炭鉱を始める。そうすると今度はこここの山が磨山になつても、すぐに労務者は新しく始めたところに移る可能性はできてきたわけです。これで労働問題は片づくので、これはいいことです。ところが今度は、残したことろはどういうところかといふと、鉱害の多いところを残すわけです。一番鉱害の多いところを残してしまつわけです。こういうように四つをコンビネーションしたり、二つを組み合せたりしてやる方法ができてきました。そうしますと、何といふことはない、政府が買い上げるという形になつてしまふ、こういふことが行われるわけです。一体

払うが、半額は残しておこう、こういう形なんです。こういう状態が合理化の後に起つてきておるということなんですね。従つて私は、少くとも合理化をやるときには、まず鉱区の分割というのはやらしゃいかぬということなんですね。もし分割をやらせるとするならば、そういうことが起つて、そこには複雑な法律問題が介在をして、何が何か、しらうとにはわからない。だから莫大な被害を受けた鉱業権者なり労務者が路頭に迷つて、一体これはどう解決したらいいか、みんな悲惨な状態になつてゐるのです。従つて、悲惨な状態になつておるが、問題がこじれてくるので、整備事業団も、さてこれを買ひ上げの申請を受けて調査をやつたけれども、どうにもならない、こういう事態です。従つて、締め切つたけれども、買ひ上げの決定ができずにだんだんと延びておる。延びれば延びるほど、鉱害の問題も解決しないで、労務者は離職金をもららぬ。こういう社会問題が大きくなつて浮び上つてくるという事態になつていておるのです。一体こういうものについて、どういふ立合に根本的にお考えになつておるのかということです。

が、こういう際には、いいところだけ残りつけるとい
て、悪いところだけ取り除くとい
うようなことはけしからぬということ
で、そういうのは買い上げの対象にし
ない、全部まとめて持つてこいとい
ふうに指導しております。ただ事業団
に持つてくる前に、もう今のお話のよ
うな格好で分割してしまいますと、こ

○池井委員 だから問題は、鉱区を細分化するところにあるわけです。十五ヶクタール以上あれば新しく鉱区として認める、こういうところが問題なんです。現在一体どうい形で日本の石炭山ができるつあるかというと、まず初めは先願で、大手がずっととたくさん鉱区を持っていたわけです。そして、大手がずっとと掘つていって、大手が採算が合わぬところは、だんだん中くらに切り売りしている。大手がやって採算が合わぬと、今度は大手が自分の掘つた鉱石を中に貯わして鉱区をやつてしまふ。いわゆる継承するわけですね。そうすると、今度は中がまたその鉱石は全部やらずに残しておいて、小に持つていくわけです。こういふうちに、次から次にだんだんと手かせ、足かせが一番小のところに出てくるわけです。そして今度はその小が合理化にこれをかけていく。かけていくときに、鉱害の一番多いところだけは残してしまう。こういう形が平然として行なわれておるということなんですね。だから、これは鉱業権の分割という根本的な問題にメスを入れる以外にない。今からでもおそくなはない。これをやるべきだ。なぜ私はそういう主張をするかというと、ごらんなさい、そらして分割された鉱区を一体だれが最後に始末をするか、国が買い上げるじゃないですか。それならば、国が買い上げるならば、まず大手がやらねよくなつたときには、大手から国が買い上げたらしい。そういうことをやらずに、最後に

北海道にでも行く以外はない。こういう状態なんですが、大臣、この点は一体——まあ何でもかでも国が出ていき、國税の滞納があり、社会保険料の滞納、労災保険料の滞納なのです。だから、そういうときには何らか国家的な助成を講じていくということが考えられないかどうかという点です。

それからもう一つそれにつけて加えて、先般来、中小の山には非常に災害が多いのだが、長年経験を持つたある炭鉱事業主が言つておきました。この際政府は中小炭鉱の災害を防ぐために、ボーダブルの先進ボーリング機をやはり国が保有すべきだ。そしてたとえば北九州なら北九州に五台とか十台とか絶えず持つておる。そしてそれを他の中小の山に使用料をもつてこれを貸し与える、こういうことをやればいいのだということを言っておりました。これはボーダブルならば、百万か百二十万であるそうです。私はこういうことは、死人が出でから死体を搬出する、掘り出す金もないということを防ぐために、すみやかにこういう予防的な措置を國家がやつてやる必要があるだろうと思う。こういう二点について大臣はどうお考えになつてありますか。

どうなるか、こういうことであります。そこで死体だった場合は適用が、現状におきましては、この法律の適用ではそれはできないわけでありません。遺族の点から考えまして、死体が実際あるので、水難にかかる場合と違つたのだから、それを見ることは感情上しのびないわけでありますので、行政措置をもちまして、できるだけこれを実行していきたいと思いますが、何としても法律が適用されると同様に、今のところこれを法律をもつてやることで、いろいろの問題もあることになりますが、しかしそれはできるだけ早い機会でも作らなければならぬ。それにほんとうに御趣旨に沿うようにならうに進みたいと存じております。

第二の未然に防ぐということは絶対必要でありますて、わずか百万円か二百万円のもので、ポータブルのボーリング機械があつて、それで防げるところが実際できるということになりますが、当然これは実行いたしたいと存じておりますが、よくその点は検討しまして、実行するように進みたいたいと思います。

○鴻井委員 先進ボーリングの方は検討になつていただいてこれを実施でもらえば、おそらく政府の監督のこれからいつても非常にやりやすくなるんじゃないかと思います。ぜひお願ひたいと思います。

最後に、最近原子炉の輸入問題起つておる。原子炉による被害といふのは、これは莫大なものになることは火を見るより明らかである。ところが最近聞くところによると、政は原子炉による被害といふものは国

○高橋国務大臣 この問題は科学技術庁の問題になりますて、私責任を持つてお答えできませんが、しかし私は当然國家が持つべきものだと思います。その点につきましては、原子力委員会においてよく検討中だそうです。○鷹井委員 原子炉による無過失賠償責任といふものは国家が全部持つということになりますと、当然これは他の公害、特にこういう鉢山公害等についても持たなければならぬということになります。私はなると思うのです。私はむしろ原子炉のものを国が持つことになれば、日本の鉢害に関するもの考え方といふものは非常に進歩することになると考えておるので、これは原子力委員会の問題であるそぞでございまして、いざれこれは原子炉にそういう結果が生じるとすれば、今後の通産行政における鉢害防止の上に非常に大きな影響になると思うのです。私はそうなることを望んで、長いことお世話をになりましたこの質問を終らしていただきます。

○長谷川委員長 以上をもって本案の質疑は終了いたしました。

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。よつて、両案を一括して採決いたします。両法案を原案の通り可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御質問なしと認めます。よつて、両案は原案の通り可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました両法案に対し、自由民主党、日本社会党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず趣旨の弁明を求めます。大矢省三君。

○大矢委員 私は、ただいま議決されました鉢山保安法の一部を改正する法律案及び鉢業法の一部を改正する法律案に対して附帯決議を付すべきであるとの動議を提出いたします。まず文案を朗読いたします。

鉢山保安法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

鉢山災害の絶滅を期するため、政府は、鉢山保安法の根本的再検討を行うとともに、その運用にあたつて、左の点について特段の考慮を払うべきである。

一、保安監督員制度を実効あらしめるよう措置すること。

二、保安協議会を十分に活用すること。

次に

鉢業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

現行鉢業法は、鉢業に関する基本的制度を定めて鉢物資源を合理的に開発するため、制定されたものであるが、高度に発展し、複雑化した昨今の経済情勢等に照らし種々の不合理的が生じている。

よつて政府は、この際現行の鉢業法を全面的に検討し、可及的速かに根本的改正のための措置を講すべきである。

「以上でありますか。お、多く語ら
をする必要がないと存ります。今日ま
での質疑応答によって明らかであります
。特に鉱山保安法に至つては人命に
関する問題であります。さらにもまたこ
の鉱業法は日本の経済に及ぼす影響は
きわめて大でありますから、政府はこ
の点に特に留意されて、この決議案を
十分尊重されたい。從来ややともする
と決議案に対し軽視の傾向が政府に
あるのであります。私はこの際以上述
べた理由によりまして、尊重されること
とを強く要望して、この動議の提出の
理由といたします。
○長谷川委員長　ただいま大矢君の動
議の通り附帯決議を付すことに御異議
ございませんか。

十時より開会することとし、本日は、
これにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

〔参照〕

鉱山保安法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一三号)に関する報告書
鉱業法の一部を改正する法律案(内
閣提出第一四号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕